

信託法学会設立趣意書

信託法および信託業法の二法が大正11年に制定されてから、既に半世紀を経過いたしました。この間、信託法の理論および信託の実務に関する研究も一応の成果を重ねて参りましたが、近時、社会の変化とともに、新しい問題も生じつつあります。すなわち、一方、実際の信託業務は、周知のとおり、現在では、銀行業および保険業と並んで、金融業の重要な一翼を担うまでになりましたが、それとともに、信託法および信託業法にもとづく法的構成ないし規制が、信託業務の実態と必ずしも十分に適合しない面も現われてくるようになりました。他方では、信託業務の在り方自体について、本来の一般的財産管理を基本とすべきであるとの批判ないし要望もあり、信託法理と信託二法とのそれぞれについて全面的な再検討をなすべき時期に至っている、ということができます。

また、担保附社債信託法についても、信託二法との関係およびその内容を検討する必要性が指摘されています。

さらに、信託法上の信託に限らず、信託的思考を必要とする制度が、あらゆる法領域にわたって存在することも、しだいに認識されてきております。

このような時にあたり、信託の法理と実務の両面から、信託をめぐるさまざまな問題点を総合的に研究・討議する場として信託法学会の設立を提唱したい、というのが、われわれの趣意であります。法学者ばかりでなく、経済学者・関係諸官庁および信託に関心をもたれる各方面の方々にもひろくご参加いただいて、相互の交流・協力によって研究を深めるとともに、信託の健全な発展に寄与し、ひいては社会公共の利益の増進に奉仕したい、と念願するものであります。

昭和51年 5月

信託法学会設立準備委員会

委員長	四	宮	和	夫					
委員	海	原	文	雄	委員	田	中		實
	鴻		常	夫		谷	口	知	平
	河	本	一	郎		田	村	諄	之輔
	小	林	桂	吉		戸	田	修	三
	新	堂	幸	司		戸	塚		登
	菅	原	勝	伴		蓮	井	良	憲
	菅	原	菊	志		林		良	平
	砂	田	卓	士		堀	切	真	一郎
	曾	野	和	明		本	間	輝	雄
	竹	内	昭	夫		森	泉		章
	田	中	英	夫		矢	頭	敏	也

(五十音順)